



り、保安優良炭鉱として名高い伊王島鉱業所において発生したことを指摘したいのです。かかる優良炭鉱においてさぞこのよりな惨事の発生を見るのであるから、石炭鉱山における事故は避けられることのできないものであるという観念があるやに聞くのであります。が、一、人命尊重に関する意のほどをお聞かせいただきたいのであります。

質問の第二点は、法制上の問題であります。

坑内は、御承知のこと地下數百メートルにあって、太きな地圧の中に、あたかも生きものの観を呈しております。採炭現場、切羽におきましては、刻々ガス量も変化し、法定の許容量も、検定前とその後での変化が非常に大きな点が予想されるところであります。したがいまして、坑内には必ずガス計量器を設置し、常時ガス量の測定が可能になるがごとく、また、大手、中手を問わず、ガスマスクの早急なる完備等、鉱山保安全般についての法制上の再検討を加えるべき時期に来ておる

と思ふのであります。この点について、通産大臣

と並びに労働大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

質問の第三点は、不幸にして殉職いたされました御遺族の方々や負傷者に対する國の保護につい

てであります。

今回の事故により一瞬にして一家の支柱を失

い、ただぼう然としてなすすべを失い、慟哭され

る御遺族の方々の胸中を思うとき、私どもには申

し上げることばもないのです。〈拍手〉このよ

うな御遺族の方々について、國は積極的な手を

差し伸べなければなりません。御遺族の方々には

は、将来の就職のあせん、住宅の確保、さらには

生活の保護等につきまして、手厚い保護をなさね

ばなりません。また、負傷されました方々の中には、ともすれば一酸化炭素の後遺症や回復後の再

就職問題、あるいは生活の困難等、種々なる困難

にさらされることが多いと存じますので、これら

の補償も含めましての援護措置についていかなる

策を講ずる用意がありや、通産、労働両大臣にお伺いいたしたいと思ひます。

最後に、繰り返し申し上げます。この際、国が石炭産業に対する基本的施策を明らかにし、石炭産業に従事する人々に対し自信と誇りを持ち得る意のほどをお聞かせいただきたいのであります。

質問の第二点は、法制上の問題であります。

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 今回、伊王島にまた爆発事故を起し、多数の犠牲者を出しましたことについて、心から遺憾の意を表し、また、なくなれた方々に対して、衷心より哀悼の意を表するものであります。

ただいま御意見にありましたごとく、この際政府は、石炭産業の重要性、さらにまた、保安確保の必要性、これらを十分再認識し、そうして誇りと自信を持つ職場場にすることがその基本的問題だ、かようには私は考えます。第二次石炭調査団の答申におきましてもこれらの点に触れておりますので、十分その答申を尊重し、今後とも安全の確保をはかつてまいるとともに、今回の災害についての原因を徹底的に究明いたしまして、これが対策を立て、そうして万全を期してまいりたい、いそゞの努力をするつもりでございます。

申すまでもなく、産業はそれぞれ生産の向上等を云々いたしますけれども、人間の生命の尊重なくして何の生産ぞやと、かように申し上げたいのであります。この意味において、一そら徹底的な究明をし、対策を立てるつもりでございます。

〔拍手〕

○國務大臣(櫻内義雄君登壇)

○國務大臣(櫻内義雄君) 私へのお尋ねは二点でございました。

鉱山保安法令の改正についてでございましたが、昨年、第四十六国会におきまして、三池炭鉱

は日鉄会社当局とも協力をいたしまして、万遺憾なきを期したいと存じておりますが、特に、職業の訓練を受けられる方につきましては、三井三池

でございますが、遺族に対する補償額は、

専題につきましては、いま通産大臣がお答え申し上げましたとおりでございまして、直接私の所管ではございませんが、労働大臣の持つております。心の注意と、さらに徹底した施策を講じてまいります。(拍手)

〔國務大臣石田博英君登壇〕

○國務大臣(石田博英君) 鉱山保安法の改正の問

題につきましては、いま通産大臣がお答え申し上

げましたとおりでございまして、直接私の所管で

はございませんが、労働大臣の持つております。

専題につきましては、いま通産大臣がお答え申し上

げましたとおりでございまして、直接私の所管

十四年から今回の伊王島爆発に至る犠牲者は、九千八百九十八名であります。実に一万名を数えているのであります。三池災害後に、学者、労使の海外保安調査団が派遣されましたが、その報告書によりますと、欧洲においては過去十カ年の間に死亡者十人以上の災害件数は、ドイツ三件、フランス六件、イギリス四件と報告されております。しかるに、我が国においては実に二十八件に及んでいるのであります。イギリス、ドイツの出炭量が我が国の三倍ないし四倍であることを考へると、いかにわが国の災害が多いかを立証いたしております。(拍手)

また、最近、炭労が調べた調査報告を見ますと、炭鉱の九三%以上が、鉱山保安規則に違反していると警告されています。伊王島炭鉱におきましても、保安改善事項として決定した件数が百件にものぼつておるのに、未処理のまま放置されているのであります。このことは、明らかに生産第一主義、保安無視の資本の論理が、今日もなお労働者を死のとびら前に立たせていると言つておるに過言ではないと思うのであります。(拍手)三池の大災害も、北炭の災害も、日鉄伊王島の災害も、その意味では起ころべくして起こつた人災として、私は限りない憤りを感じます。(拍手)

炭鉱の坑内は高温であります。湿度もきわめて高いのであります。しかも、太陽から完全に隔離された狭隘な坑道で重筋肉労働をしなければならないのが炭鉱労働者の実態であります。このように、極度に条件の悪い労働環境に働きながら、なかなか職場をこれ以上放置しておることは、怠慢といふよりもむしろ私は犯罪といわなければならぬと思います。(拍手)

佐藤総理は、人間尊重を政治の根底に置くと國民に公約されました。さらにもう、だいまの倉成議員の質問に対しましても人間尊重を強調されまし

た。しかし、現実には人間無視が横行いたしました。おそれら私だけではないと思ふのであります。

うした考え方こそが炭鉱災害の頻発の要因であると

くる人間の労働の尊厳についてどのような認識を

持つておられるのか。炭鉱を、安心して働く快適な職場として、人命を尊重する職場とするため

に、総理はいかなる見解を持っておられるのか、

その基本的考え方についてお伺いいたしたいのであります。

次に、私は、石田労働大臣にお伺いいたします。

わが社会党は、炭鉱災害が発生するたびに、政

府に対して具体的な保安対策の確立を要望してま

いました。そして、鉱山保安は、労働安全の立

場から、通産省の所管ではなく、労働省の所管に

すべきではないかと一貫して主張していること

は、大臣も十分御存じのところであろうと思うの

であります。通商産業者は、どう理屈をつけよう

とも、生産第一に事を処理する行政機構であるこ

とは否定できません。その通産省に鉱山保安の責

任を負わせることは適当ではないのであります。

この際、心機一転して、鉱山保安の所管を労働省に移し、徹底した保安、安全対策をとるべきであ

ると思いますが、石田労相の見解を伺いたいのであります。

次に、櫻内通産大臣にお尋ねいたします。

炭鉱労働者の事故は、昭和三十年には六・四人

に一人の割合であったのであります。三十九年

には三・八人に一人の割合と倍増いたしております。

このことは、いかに過酷な労働が炭鉱労働者の犠牲の上に進められているかを雄弁に物語つて

いるのであります。と同時に、これまで強行され

た石炭合理化政策が完全に破綻しているという歴

然たる証拠でもあるらうと思います。ところ

が、通産大臣は、伊王島鉱の災害現地観察に際

しましても、ビルド鉱が保安を軽視するはずがない、このように記者会見において公言いたしてお

ります。この発言を聞いて強い憤りにかられた

私は、このことこそが、炭鉱の地下深く眠る多

くのとうとい労働者の靈に報いる道であり、政治

家としてなすべき責務であることを最後に強調い

たしまして、この痛ましい炭鉱災害に対する私の

質問を終わる次第であります。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) よりよき生活を築

く、そのため働く、こうしてその労働者がそ

の職場において生命を失う、これはたいへん私は

矛盾した事柄だと思います。われわれが行政をい

たします場合におきましても、この種の災害の絶

滅を期すするということは、これが行政の主要なる

柱の一つである、かような意味におきまして、今

日までも災害の防止に格段の努力を払つてしまつ

たのであります。しかし、だいま中村君の御指

示

本院の石炭対策特別委員会と石炭大手十七社との

懇談会において、業界側は、保安は生産のために

ある、保安を完全にすることは山がつぶれること

だ、こう述べられたのであります。このような業

界側の考え方を大臣はどうに受けとめられる

のか、これでもビルド鉱が保安を軽視していない

と言ひ得るのか、私はお伺いいたしたいのであります。

最後に、私は再度総理にお尋ねいたします。

私は、もはや今日の炭鉱は、保安監督の強化だ

とか、保安対策費の増額といった技術的な問題で

は処理できない、抜本的な対策を要する一大転機

であります。通商産業者は、どう理屈をつけよう

とも、生産第一に事を処理する行政機構であるこ

とは否定できません。その通産省に鉱山保安の責

任を負わせることは適当ではないのであります。

この際、心機一転して、鉱山保安の所管を労働省に移し、徹底した保安、安全対策をとるべきであると思ひますが、石田労相の見解を伺いたいのであります。

ただいま最後に、これを国営に移して、そらし

て安心できる職場にしろ、こういう御意見を伺

いましたが、この点については、いろいろの意見

のあることは中村君も御承知のとおりだと思いま

す。政府は、第二次石炭調査団の報告、これを

すべきではないかと一貫して主張してい

ること

は、

この調査

団の報告では、民営私企業の形態のもとにおい

て、総理を改善することにより石炭産業の安定は

いたしまして、そろして災害防除に万全を期す

必要があります。これ以上利

潤追求を第一義に置く私企業經營を続けるなら

ば、炭鉱はおそらく崩壊するであります。

私は、もはやわが国の炭鉱は、災害絶滅と唯一のエ

ネルギー資源の確保の立場からも、保安、生産を

国営とし、労働者が安んじて労働の喜びに浸れる

よう、抜本的な石炭政策を確立すべきではない

か、このように考えるのですが、総理の見

解をただしたいのであります。(拍手)

私は、このことこそが、炭鉱の地下深く眠る多

くのとうとい労働者の靈に報いる道であり、政治

家としてなすべき責務であることを最後に強調い

たしまして、この痛ましい炭鉱災害に対する私の

質問を終わる次第であります。(拍手)

【国務大臣石田博英君登壇】

○国務大臣(石田博英君) 鉱山保安行政の所管の

問題につきましては、現行労働基準法が施行せら

れるとときに問題になりました以来、鉱山の災害が

起るたびごとに、ただいま中村さんのよう御

議論を承つてまいりました。基準法施行のときに



昭和四十年四月十三日 衆議院会議録第三十一号  
銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の次に次の三條を加える。

第三十一条の二 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反してけん銃等又は獣銃を持した者

二 偽りの方法によりけん銃等又は獣銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた者

第三十一条の三 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等及び獣銃を除く。次号において同じ。)又は刀剣類を持した者

二 偽りの方法により銃砲又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、二年以下の懲役又は五万円以下

三 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた者は、二年以下の懲役又は五万円以下

第三十一条の四 第十条第一項又は第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下

の罰金に処する。

号中「第十条第一項若しくは第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)又は」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条第一号を次のように改める。

一 第十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第一号中「第十六条、第十八条」を

「第十六条第一項、第十八条第三項」に改め、同条第四号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

第三十六条中「第三十三条第一号」を「第三十二条第一号」に改める。

第三十七条中「第三十二条第一号」を「第三十二条第二号」に改める。

二条第一号若しくは第三号」に改める。

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
（経過規定）

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際に改正前の銃砲刀剣類等所持取締法(以下「旧法」という。)第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一千万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（関係法令の一部改正）

号中「第十条第一項若しくは第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)又は」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条第一号を次のように改める。

一 第十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第一号中「第十六条、第十八条」を

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

8 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。  
（報告書は本号末尾に掲載）

9 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条及び第九十七条第二項中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

10 白衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五条(見出しを含む。)中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

及び携帯等に対する罰則を整備強化しようとするものであります。

本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、二月二十六日本付託となり、三月二日吉武国務大臣より提案理由の説明を聞き、四月六日参考人を招いて意見を聴取するなど、熱心に審査を進めてまいりましたが、四月九日、質疑を終了し、別に討論の通告もなく、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自民、社会、民社の三政党同提案により、暴力犯罪絶滅のための対策を今後とも強化徹底するとともに、銃砲、火薬類による危害を防止するため、販売その他の取り扱いについても、特に規制を強化すべき旨の附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

危害を防止するため、販売その他の取り扱いについても、特に規制を強化すべき旨の附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]



<p>なお、本案に対する共同利用権範囲については、買い受け者の負担を軽減するようつとめることとに、その売り渡し後における維持管理、運営等について十分なる指導を行なうこと等三項目の附帯決議が付されました。</p> <p>以上をもって報告を終わります。(拍手)</p>	
<p>○議長(船田中君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>○議長(船田中君) 起立多數、よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>〔賛成者起立〕</p>	
<p>○議長(船田中君) 起立多數、よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたしました。</p>	
<p>午後一時四十五分散会</p>	
<p>出席国務大臣</p>	
<p>内閣総理大臣 佐藤 榎作君 通商産業大臣 櫻内 義雄君 労働大臣 石田 博英君 国務大臣 吉武 恵市君</p>	
<p>(常任委員補欠選任)</p>	
<p>一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p>	
<p>地方行政委員</p>	
<p>山村新治郎君 小渕 恵三君 森田重次郎君 島村 一郎君</p>	
<p>(常任委員補欠選任)</p>	
<p>一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p>	
<p>産業公害対策特別委員</p>	
<p>宇野 宗佑君 江崎 真澄君</p>	
<p>(特別委員補欠選任)</p>	
<p>一、去る九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p>	
<p>災害対策特別委員</p>	
<p>森田重次郎君 小渕 恵三君 山村新治郎君</p>	
<p>(特別委員辞任)</p>	
<p>一、去る九日、産業公害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。</p>	
<p>理事 二宮 武夫君 (理事角屋堅次郎君昨任を許可した。)</p>	
<p>十二日委員辞任につきその補欠)</p>	
<p>(特別委員辞任)</p>	
<p>一、去る九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。</p>	
<p>石炭対策特別委員</p>	
<p>植木庚子郎君 大野 明君</p>	
<p>(議案提出)</p>	
<p>一、去る九日、議員から提出した議案は次の通りである。</p>	
<p>旧憲章の年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十三名提出)</p>	
<p>(議案受領)</p>	
<p>一、去る九日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。</p>	
<p>消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)(参議院送付)</p>	
<p>製造たばこ定価法案(内閣提出第一二六号)(参議院送付)</p>	
<p>労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)</p>	
<p>社会労働委員会付託</p>	
<p>一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。</p>	
<p>消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)(参議院送付)</p>	
<p>製造たばこ定価法案(内閣提出第一二六号)(参議院送付)</p>	
<p>労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)</p>	
<p>社会労働委員会付託</p>	
<p>一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。</p>	
<p>旧憲章の年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十三名提出、衆法第二三号)</p>	
<p>内閣委員会付託</p>	
<p>○朗読を省略した議長の報告</p>	
<p>(法律公布奏上及び通知)</p>	
<p>一、去る九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。</p>	
<p>オリンピック記念青少年総合センター法</p>	
<p>(通知書受領)</p>	
<p>一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p>	
<p>財政法の一部を改正する法律</p>	
<p>石炭対策特別委員</p>	
<p>小笠 公韶君 濱谷 直藏君</p>	
<p>上林山榮吉君 中村 幸八君</p>	
<p>国際労働条約第八十七号等特別委員</p>	
<p>大野 明君 桥本龍太郎君</p>	
<p>内閣委員会付託</p>	

## (議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

旧勅章の年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十三名提出)

(回付議案受領)

一、去る九日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

オリエンピック記念青少年総合センター法案  
(議案通知)

一、去る九日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知し

た。

オリンピック記念青少年総合センター法案  
(議案通知)

一、去る九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

財政法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る九日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。

旧金鈴勅章年金受給者に関する特別措置法案  
(八田貞義君外十二名提出)

一、次の議案は、去る九日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

旧金鈴勅章年金受給者に関する特別措置法

案(八田貞義君外十一名提出)

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報

## 告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における暴力団その他のによる銃砲刀剣類の不法所持および使用の実情にかんがみ、新たにけん銃等の輸入について規制を設けるほか、銃砲刀剣類の譲渡等の取扱いに関する規制を強化しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

議決した次第である。  
なお、本案議決に際して、別紙の」とき附帯決議を附することに決した。  
右報告する。

昭和四十年四月九日

地方行政委員長 中馬 辰猪  
衆議院議長 船田 中殿

## 〔別紙〕

## 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり銃砲刀剣類の取締まりをさらに徹底強化するとともに左記事項について遺憾なきを期すべきである。

一、暴力団等についてとくに取締まりを強化するとともに、その不法資金源を絶つなど暴力犯罪

流出し、あるいは消費されることのないよう、関係機関協力のもとに販売、その他取扱いに

全を確保するため、火薬類が正常な用途以外に絶滅のための対策を継続徹底すること。

二、銃砲、火薬類による危害を防止し、公共の安

全を確保するため、火薬類が正常な用途以外に流出し、あるいは消費されることのないよう、

関係機関協力のもとに販売、その他取扱いに

絶滅のための対策を継続徹底すること。

三、火なわ式銃砲以外の古式銃砲についても、美術品または骨とう品として価値のあるものを登録の対象とすること。

四、登録を受けた銃砲または刀剣類を授受する場合等をした場合の届出の期間を明確化し二十日以内とすること。

五、登録を受けた銃砲または刀剣類を授受する場合等をした場合の届出の期間を明確化し二十日以内とすること。

六、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者は、譲受人または借受人が適法に所持できることを確認した場合、または所持許可証を提示した場合でなければ、許可を受けた銃砲刀剣類の譲渡等をしてはならないものとすること。

七、けん銃等の輸入禁止に伴い、新たに輸入に

関する罪を設けるほか、けん銃等および獣銃の所持違反に対する法定刑を引き上げるなど罰則を整備・強化すること。

八、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における暴力団その他のによる銃

砲刀剣類の不法所持および使用の実情にかんがみ適切な措置と認め、これを可決すべきものと